

小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

指定地域密着型（介護予防）サービス

小規模多機能型居宅介護事業

介護予防小規模多機能型居宅介護事業

マザーレイク湖の波

マザーレイク株式会社

2590100331

目 次

- | | |
|-------|-------------------|
| 1・2 | 事業者・事業所の概要 |
| 3・4 | サービスの内容及び利用料金 |
| 5・6 | 緊急時等における対応方法 |
| 7・8 | 重度化に伴う対応、協力医療機関など |
| 9 | 非常災害時の対策 |
| 10 | サービス内容に関する苦情等相談窓口 |
| 11・12 | 第三者評価 運営推進会議の設置 |
| 13・14 | 人権擁護など |
| 15 | 事業所からの契約解除 |

(介護予防・短期) 小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 (介護予防・短期) 小規模多機能型居宅介護事業者(法人)の概要

名称・法人種別	マザーレイク株式会社
代表者	片岡 理佐
所在地・連絡先	(住所) 大津市黒津1丁目6-18 (電話) 077-536-3901 (FAX) 077-536-3911

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	マザーレイク湖の波
所在地・連絡先	(住所) 大津市新免2丁目6番13号 (電話) 077-549-2271 (FAX) 077-549-2329
事業所番号	2590100331
開設年月日	平成25年12月1日
管理者の氏名	藪内 治女
利用定員	登録定員 25名 通所サービス定員 15名 宿泊サービス定員 9名

(2) 事業所の職員体制

従業員の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		事業内容の調整
介護支援専門員	2		2	サービスの調整・計画の作成 相談業務
介護職員	11	7	4	日常生活の介護
看護職員(准看含む)	2	1	1	健康チェックなど
その他の職員	5		5	調理など

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	上田上・青山学区、田上・大石学区、南郷・石山学区、 瀬田・瀬田南学区(事業所から概ね往復40分位の範囲)
---------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください

(4) 営業日

営業日	営業時間
年中無休	通所サービス 9:00~17:00
	宿泊サービス 17:00~9:00
	訪問サービス 24時間対応

3 サービスの内容及び留意事項

(1) サービス内容について

小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態・希望等を勘案し適時適切に、通いサービス・訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。サービスの内容は、次の2つに分類されます。

- ① 介護保険給付の対象となるサービス
- ② 介護保険給付の対象とならない、利用料金の金額を負担して頂くサービス

〈介護保険の給付の対象となるサービス〉

ア 通所サービス

①食事

・栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。

※食事サービスの利用は任意です。※食事代は介護給付の対象外です。

②入浴

・入浴または清拭を行います。リフト付き浴槽での入浴も可能です。

※入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④生活相談

・利用者の心身状況を的確に把握し、相談・援助を行います。

⑤アクティビティ

・利用者の心身の活性化をはかるための各種支援を行います。

⑥健康チェック

・血圧測定等利用者の身体状況の把握に努め健康維持・増進を図ります。

⑦相談及び援助

・利用者とその家族からのご相談に応じます。

⑧機能訓練

・利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

⑨送迎

・ご自宅からサービス拠点までの送迎を行います。

イ 宿泊サービス

・事業所に短期間宿泊して頂き、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

※宿泊費用は介護給付の対象外です。

ウ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品など（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

エ 小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成

- ・当事業所の介護支援専門員が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえ、通所・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ住み慣れた地域での生活を継続できるよう小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- ・小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画作成後においても、実施状況及び利用者の状態の変化などの把握を行い、必要に応じて計画の変更を行います。
- ・計画の内容及び評価結果は書面にて説明、同意の上交付します。

(2) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- ・介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象とならないサービスについては、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(3) サービス利用に当たっての留意事項

○サービス利用の際に、健康状態などを職員に連絡し心身の状況に応じた利用をこころがけて下さい。

- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 食品類・金銭の持ち込みはご遠慮ください。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動、政治活動はご遠慮ください。

※サービスの提供に当たって、次の行為は致しません。

- ①医療行為。
- ②利用者もしくはその家族からの金銭または物品の授受。
- ③飲酒及び利用者もしくはその家族などの同意なしに行う喫煙。
- ④利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- ⑤その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為。

4 利用料金等について

別紙ご利用料金表をご参照ください。

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

- ・利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じてことなります。）

- ・ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

- ・ 月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日… ご利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日…ご利用者と事業所の利用契約を終了した日

- ・ 利用者がまだ要介護、又は要支援の認定を受けていない場合や介護保険料の滞納がある場合などには、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口へ提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。

- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人の負担額を変更いたします。また、介護報酬の引き上げによる改定があった時には、料金表のみ変更いたします。

- ・ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

5 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、協力医療機関、救急隊、緊急時連絡先(家族等)等へ連絡をします。

6 事故発生時の対応及び賠償責任

サービス提供中に事故が発生した場合には、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に故意・過失がある場合はこの限りではありません。

7 重度化した場合における対応

利用者の重度化に伴い医師の診断のもと、回復が見込まれない状態に陥ったときに当事業所では利用者の意思やご家族の思いを確認し、同意を得て、医療連携を図りながら「看取りに関する指針」（別紙）に沿って支援をさせていただきます。死に至ることが予見される方に対し、その身体的・精神的苦痛や苦悩にできるだけ寄り添いながら、最期までその人らしく充実して納得して生き抜くことができるようにまた、日々の暮らしを営めることを目的とし住み慣れたご自宅や通い慣れたマザーレイク湖の波で利用者の尊厳に十分配慮しながらターミナル期の暮らしについて心をこめて支援をいたします。

※マザーレイク湖の波での看取り支援を希望される場合、その時期に改めて「看取りに関する指針」をもとに再度詳しくご説明し、同意を頂くとともに看取り期の介護計画や内容を本人・家族、その他関係者等と協議を重ね検討していきます。ターミナル期に関しましては個人によって異なりますのでその時々に応じてご相談させていただきます。

8 協力医療機関など

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

〈協力医療機関〉

くろづ外科医院（内科、外科、整形外科、リハビリテーション科）

大津市黒津 2 丁目 15-22

（電話）077-546-6658

曾根歯科医院（歯科）

大津市瀬田 5 丁目 35-10

（電話）077-545-8148

9 非常災害時の対策

・当事業所の非常災害対策については、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画により、また消防法第 8 条に規定する防災管理者を設置して万全を期しておりますのでご安心ください。また、避難訓練を年 2 回、利用者も参加して行います。

・当事業所は非常災害発生時の際に事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築いたします。

10 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	藪内 治女
	ご利用時間	9：00～17：00
	ご利用方法	電話 077-549-2271
		面接(当事業所事務所)

責任者が不在の場合は、後ほどこちらから、ご連絡させていただきます。

当施設以外に滋賀県運営適正化委員会へ福祉サービスの苦情のご相談ができます。

・滋賀県運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会）

〒525-0072 草津市笠山 7-8-138 （電話）077-567-4107

・滋賀県国民健康保険団体連合会（国保連）

〒520-0043 大津市中央 4 丁目 5-9 （電話）077-510-6605

・大津市介護保険課

〒520-8575 大津市御陵町 3-1 （電話）077-528-2753

11 小規模多機能型居宅介護の第三者評価

厚生労働省の示す運営基準の中で「事業所は提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表すること」が義務付けられています。小規模多機能型居宅介護のサービス評価は事業所による自己評価と保険者や地域包括センターをはじめ地域住民が参画する運営推進会議の方々による外部評価の2つから構成されています。当事業所も毎年第三者評価の方を実施し、評価結果について大津市、滋賀県への報告、県のホームページ等で公表を行っております。【直近の第三者評価実施日:令和6年3月15日】

12 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容などについての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置します。

構成：利用者・利用者家族・地域住民・市職員・民生委員・地域包括支援センター職員・有識者など

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言などについて記録を作成します。

13 人権擁護・虐待の防止

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに小規模多機能型居宅介護職員に対して、研修の機会を確保致します。

14 暴力団排除

当事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の小規模多機能型居宅介護職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。また、当事業所は、その運営について暴力団員の支配は受けません。

15 事業所からの契約解除

・当事業所は、利用者又はその家族が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合には、本契約を解除します。

【サービス従事者に対する不信行為に該当する具体例として】

- ① パワーハラスメント行為（暴力、暴言、誹謗中傷など）
- ② セクシャルハラスメント行為
- ③ 個人情報漏洩に該当するような行為（無断で従事者の写真や動画の撮影や録音すること、写真や動画をインターネットなどに掲載すること）
- ④ その他、ストーカー行為に該当するような迷惑行為など

・事業者は、利用者又はその家族等が、利用料金の支払いが3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1か月以内に支払われない場合この契約を解除することができる。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、(短期)小規模多機能型居宅介護サービス及び介護
予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	所在地	大津市新免2丁目6番13号	
説明者	事業者(法人)名	マザーレイク株式会社	
	施設名	マザーレイク湖の波	
	(事業所番号)	2590100331	
	管理者	藪内 治女	印

私は、重要事項説明書に基づいて、(短期)小規模多機能型居宅介護サービス及び介護予防小規模多
機能型居宅介護サービスの内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

代理人(選任した場合) 住所

氏名 印